

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

7年度住民税特別減税の実施方法

Q：今年も特別減税があるそうですが、住民税の特別減税について去年との相違点を教えてください。

A：個人住民税の特別減税額は、6年度が①所得割額×20%、②20万円のうちいずれか小さい金額であったのに対し、7年度は①所得割額×15%、②2万円のいずれか小さい金額とされています。

住民税の所得割は前年の所得を基礎に計算されます。

特別減税の実施方法は、6年度と同様、①給与所得者（特別徴収）、②事業所得者及び公的年金受給者（普通徴収）のそれぞれについて別々に定められています。

①については、6年度が「6、7月分」の住民税を徴収しないことにより特別減税が実施されましたが、7年度は「6月分」だけとなります。

6月分を徴収しないだけでは減税しきれないときは、減税しきれない金額を残り11カ月分の住民税額から控除し、これを11等分した金額を毎月納付することになります。

②については、6年度と同様の方法がとられ、6月分（第一期）の納付税額から特別減税額を全額控除し、その残額を納付します。

なお、7年度の特別減税額は、所得割の税率区分の見直し、基礎控除、配偶者控除などの各種控除額の引き上げにより、トータルでは平成6年度と同様、1兆6,000億円の減税となります。

